

岐阜県公報

目次

選挙管理委員会告示

参議院岐阜県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿登録の
基準日等

(選挙管理委員会)

一

参議院岐阜県選挙区選出議員選挙に係る在外選挙人名簿の
縦覧期間

(同)

一

一

号外(二) 平成二十五年 六月二十八日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十五号

平成二十五年七月二十一日執行予定の参議院岐阜県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録の基準日等を次のとおり定めた。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

一 基準日

平成二十五年七月三日

ただし、年齢の基準日は、平成二十五年七月二十一日とする。

二 登録日

平成二十五年七月三日

三 縦覧期間

平成二十五年七月四日

岐阜県選挙管理委員会告示第五十六号

平成二十五年七月二十一日執行予定の参議院岐阜県選挙区選出議員選挙に係る在外選挙人名簿の縦覧期間を次のとおり定めた。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

平成二十五年七月四日

平成二十五年六月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社